

電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出等に関する規則

制定 平成十四年三月八日 公安委員会規則第三号
改正 平成十七年十月二十一日 公安委員会規則第十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、山形県青少年保護条例(昭和五十四年三月県条例第十三号。以下「条例」という。)第十七条の四に規定する電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出及び条例第二十五条第四項に規定する警察職員の身分を示す証明書に関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売の届出書)

第二条 条例第十七条の四第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出者が個人である場合には、住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
二 届出者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書並びに役員に係る前号に掲げる書類

(中止又は変更の届出書)

第三条 条例第十七条の四第二項に規定する届出書の様式は、電話異性紹介営業利用カードの販売の中止に係るものにあつては別記様式第二号のとおりとし、変更に係るものにあつては別記様式第三号のとおりとする。

2 前項の届出書のうち変更に係るものには、前条第一項に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(届出書の提出)

第四条 第二条又は第三条の届出書は、当該届出書に係る販売所の所在地(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売等にあつては、当該自動販売機の設置場所)の所轄警察署長を経由して提出しなければならない。

2 同時に二以上の販売所(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売等)にあつては、当該自動販売機。以下この項において「販売所等」という。)について第二条又は第三条の届出書を提出しようとするときは、前項の規定にかかわらず、それらの販売所等のうちいずれか一の販売所等の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。この場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となるものについては、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(身分を示す証明書)

第五条 条例第二十五条第四項に規定する警察職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成十七年十月二十一日公安委員会規則第十二号)
この規則は、公布の日から施行する。